

平成 28 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 3 月 2 日

赤井委員

先ほど来話がありました大規模災害時における県内消防の広域応援体制については、一昨年の我が会派で提案し、そしてこの定例会で設置するということでは、知事から答弁があったところであります。略称かながわ消防、この件について伺いたいと思います。

まず、県内で大規模な災害や事故が発生した場合の現在の消防の応援体制、状況についてお伺いします。

消防課長

現在の消防の応援体制については、県内の各消防本部が神奈川県下消防相互応援協定を締結しており、この協定に基づき応援体制を構築しております。災害対応は、所管の消防本部によることが対応の基本となっておりますが、例えば市町村境で発生した火災については、隣接する消防本部が自動的に出動するような通常応援が日常的には行われております。台風や土砂災害などの災害や事故が発生した場合には、近隣の消防本部で応援を要請する特別応援が行われることとなります。さらには、大規模災害で多くの消防本部の応援が必要な場合には、被災した消防本部が個別にそれぞれの消防本部に応援要請を行うことになっております。

赤井委員

相互応援という広域協定ができているということではありますが、去年の箱根山大涌谷の噴火、噴気活動があった際、避難、救助に備えるために県として県内の全消防本部が出動して応援する準備を整えたというところであります。その辺について具体的にどのような体制だったのでしょうか。

消防課長

県が中心となって整えた大涌谷周辺の火山活動に伴う消防の広域応援体制ですが、万が一、大涌谷の火山の噴火災害が発生し箱根町から県に応援要請があった場合には、県は県庁内に県内消防の応援調整本部を設置し、消防ヘリによる箱根山上空からの情報収集を行います。また政令市である横浜市、川崎市、相模原市の 3 政令市は様々な車両、資機材を備えておりますので、消防応援部隊として箱根町への迅速出動を要請し、噴火の規模によっては県内全ての消防本部の消防隊を出動させる体制をとることとしました。

赤井委員

去年の大涌谷の噴火活動、噴気活動の際に、町から応援要請があれば応援の調整本部をつくるという状況ができたということですが、具体的にどのような形で仕組みができ上がったのでしょうか。

消防課長

箱根の体制をベースにし今回想定している新たな県内消防応援体制については、県内のいついかなる場所で大規模災害や事故が発生しても、迅速かつ適切な消防活動ができるように体制を新たに構築し強化したところです。具体的に申し上げますと、県内の広域応援活動を行うための神奈川県消防広域応援隊を事

前登録することで、迅速に出動できる部隊をあらかじめ確保することといたしました。そして、地震、台風、火災等の非常事態において被災地消防本部から応援要請があった場合には、県庁内に知事を本部長とする神奈川県消防広域運用調整本部、略称かながわ消防を立ち上げることとなります。この本部では、被害情報の収集や分析、県の災害対策本部との調整、応援部隊の一元的な運用調整などを行うこととなります。応援要請があった場合にはすぐに出動できる部隊が必要です。例えば災害情報をいち早く収集するための消防ヘリのような情報収集航空部隊、あるいは災害対応に追われる現地の被災地の消防本部を支援するための指揮支援隊、また真っ先に災害現場に駆けつけて救助活動を行う災害即応部隊といったものを設置することとしております。そして、県内を七つの地区に分け、災害規模に応じて出動する地区の優先順位をあらかじめ定めて、いざというときにはその優先順位の下にすぐ出動ができるような体制を整えることといたしました。

赤井委員

県外に行く緊急消防援助隊が今までも 253 隊、約 1,000 名ほどいたということですが、これに今回新たに神奈川県消防広域運用調整本部、かながわ消防という形で新たに設置をするわけです。この間知事は自分が本部長になるという話も伺いましたが、その構成や調整する内容等について詳しく教えてください。

消防課長

神奈川県消防広域運用調整本部の構成員ですが、知事が本部長となり、副本部長として県の消防課長、また代表消防機関が横浜市の消防局ですので、こちらの職員も副本部長となります。そのほかの本部員としては、代表消防機関の代行機関になります川崎市と相模原市の消防局の職員に加え、可能であれば被災地の消防本部の方もメンバーとして構成したいと考えております。主な調整内容ですが、応援隊の派遣調整、被害情報の集約、そして消防庁あるいは県内消防本部との連絡調整、また県の災対本部が設置された場合の災害対策本部との調整といったものを行うこととしております。

赤井委員

緊急消防援助隊が県外に行くということで、具体的にかながわ消防調整本部に入るメンバーは事前に登録しているわけですが、どの程度の規模で考えているのか伺います。

消防課長

緊急消防援助隊については、基本的に県外に出て行く応援部隊となっているわけですが、今度は県内の応援に対して出動していくということになります。機能的には、緊急消防援助隊は県内も応援をできる体制であると考えておりますので、253 隊ある緊急消防援助隊の登録部隊については、基本的に県内応援部隊としても登録してもらい、この部隊の方々は県内の応援要請があれば迅速に出ていただくという形にしたいと思っております。

赤井委員

この緊急消防援助隊がそのままイコールかながわ消防ということで考えてよいのでしょうか。

消防課長

基本的には、今までの県内応援に関しては登録を行っておりませんので、応援部隊としての存在はなかったのですが、この部隊を事前に県に登録していただき、県内応援に出ていただく部隊として出てもらうこととなります。今緊急消防援助隊として登録している部隊の方々には登録していただきたいということを考えており、さらにはその部隊を増隊していただければ、県内の消防力が更に強化することになると考えておりますので、そういった対応を考えております。

赤井委員

この調整本部については本部長に知事が就くわけですが、先ほど来話がありました災害対策本部の体制として第二分庁舎の6階7階という話もありました。この調整本部がもしでき上がった場合、その場所をどこに設置しようとしているのでしょうか。

消防課長

災害対策本部が置かれている場所と同じフロアに調整本部を設置し、近いところで消防の調整や他の関係機関とも連携をとりながら、また応援の全体状況をみながら、神奈川の県内応援をどうしていくか調整できれば、県内の消防力が災害時に投入できると考えております。

赤井委員

これまでは、かながわ消防という神奈川県独自の消防を持っていなかったわけですので、各消防本部との連携や、応援体制が難しいのではないかと思います。今後、そういった意味で、具体的な県内の消防本部との対応について、どのように考えているのか伺います

消防課長

こちらの体制を具体的に検討して調整するに当たっては、そういった災害対応において装備が充実している政令3市の御協力がなくてはできない面もあります。事前にいろいろとお話などもさせていただいて、政令市としても積極的に協力をしていただけるということで、調整が整ってきたというのもあります。消防各機関の皆様ともお話をさせていただいた際には、災害が一たび起こった際には、オール神奈川で協力していこうということも各消防本部の皆様から言われていただいております。今後について、県の本部ができた際には一元的な調整を行っていけると思っております。

赤井委員

昨年の箱根のときなどであれば、まだ箱根の町役場や箱根の消防などが機能していたわけでありますが、東日本大震災のように一つの町が全部の機能を失ってしまうことも考えられます。そうすると、例えば災害出動をお願いしたいということすらできかねるという場合も考えられます。県としてかながわ消防ができ上がるということは、とても良いことだと思うのですが、そういった点についてはどのように捉えているのでしょうか。

消防課長

委員おっしゃるとおり、東日本大震災では被災地の消防本部と連絡が取れない状態になった場合もありました。そうした場合に、県としては警察や県の地

域県政総合センターなど、連絡を取れるところから被災地の災害状況をできる限り把握しながら、そして被災を受けたところの総合的な消防力を考慮し、要請がない場合でも知事の判断で本部を設置して県内の消防広域応援活動を実施してまいりたいと考えております。

赤井委員

一つの町が機能を失うということと同時に、それぐらいの規模の災害になると、今度は今回のかながわ消防という形だけでも足りないということで、先ほど来話があった他県からの緊急消防援助隊に来ていただくような形になると思います。その辺と今回できるかながわ消防との整合などについて、どのように考えているのでしょうか。

消防課長

まずは県内応援隊が各地区から順次災害現場に出動し迅速に救助活動を開始します。緊急消防援助隊についてはどうしても他県から参りますので、到着までには数時間要するということがあり、それまでの間、県内の応援隊が総力を挙げて人命救助活動に当たるということになります。そして、県外から緊急消防援助隊が到着した後は、被災地の消防長の指揮の下に連携し、県外の隊と県内の隊とがそれぞれ担当区域と役割分担を定めて、一丸となって人命救助に当たるということを考えております。

赤井委員

今回、新年度の予算で市町村地域防災力強化事業費補助金ということで10億円計上されています。この中で消防県内広域応援に資する取組が今回のかながわ消防に対しての予算になるのかなと思っています。神奈川県消防広域応援隊については事前登録を行うということですが、この平成28年度当初予算案の市町村地域防災力強化事業費補助金を活用し、どのように登録を進めていくのか伺います。

原田消防課長

先ほど関連で申し上げましたが、緊急消防援助隊として県外応援のために登録している部隊をできれば全て県内の応援隊として登録させていきたいと考えております。現在は253隊ですので、緊急消防援助隊の目標としては平成30年末までに285隊まで増やしたいと考えております。神奈川県としては、今後、隊の増隊を速やかに達成してもらうため、今回の市町村地域防災力強化事業費補助金を活用して新たに整備し登録していこうということで、車両や資機材に対して支援を行い、極力早く増隊ができるよう努めてまいりたいと考えております。

赤井委員

先ほど緊急消防援助隊は253隊で1,000名と伺いました。285隊まで増やしたいということになると、1,500人ぐらいを目ろんでいるのかなと感じました。もう少し具体的にどの程度の時期までに立ち上げ、登録をするつもりなのか、その辺の時期と人数について伺います。

消防課長

平成27年4月現在の253隊の部隊の人数は、1,028人となっております。これを平成30年末までに285隊まで増やすことに関しておおむね1,200名という

のが当面の目標と考えております。また、その登録については、事前に登録していただきたいと考えており、4月からスタートするために、議会の予算が通りましたら速やかに部隊登録をしていきたいと考えています。

赤井委員

このかながわ消防については、箱根山の大涌谷周辺の火山活動が活発化した際、県を中心とした全消防本部が応援に入る準備をしたということで、今回その応援体制を発展させたと認識しております。略称かながわ消防として政令市を含めたオール神奈川による広域応援体制が構築されたことは非常に意義深いし、また大規模災害に備えるという部分で重要なことだと思います。そういった意味で、今後万全な体制構築に向けて準備に取り組んでいただきたいと要望いたします。

続いて、今回、神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正案がまとまりました。県民意見にもありますように、住民と連携した点検、訓練、それから情報発信の重要性がポイントになると思います。本定例会の一般質問で安全防災局長も答弁されておりましたが、当初予算での重点事業にもそれらに伴う災害対策予算が盛り込まれておりますので、その辺について何点か伺いたいと思います。

まず、この石油コンビナートに係る予算として、石油コンビナート災害対策推進費として772万4,000円が計上されております。この概要について伺います。

工業保安課長

石油コンビナート災害対策推進費については、平成28年度からの新規事業として石油コンビナート減災対策推進事業費100万円と、また継続事業として石油コンビナート災害対策事業費672万4,000円の二つの事業があります。一つ目の減災対策推進事業は、現在修正しております石油コンビナート等防災計画を推進するための事業であり、老朽化した高圧ガスタンクの脚柱部分、いわゆるタンクを支える足の部分ですが、その腐食の度合いについて具体の検査方法の指針を作成するなどの事業です。また、二つ目の災害対策事業については、防災本部会議の開催、また防災計画の修正、さらには地震が発生した際に石油などの危険物タンクが揺らされ、あふれていないかを予測するスロッシングの被害予測システムの運営などを行うものです。

赤井委員

安全防災局長の答弁で今回のコンビナート災害対策について三つのことを言われておりました。そのうちの一番目に、設備の安全対策ということでこの脚柱部分の腐食度合いの検査方法などを答弁されていたと思いますが、これは我々も素人なので分からない部分があります。高圧ガスタンクの事業者の方は、その脚柱についてもコンクリート柱であったりスチールであったりいろいろな知識を持っていると思います。そこら辺の腐食の度合い等については、県庁の職員の方ももちろんそれなりに勉強されていると思うのですが、事業者の方は高圧ガスタンクについてのプロとしてやられていると思うので、そういう意味では事業者の皆様の方が設備に対してのノウハウをよく分かっている、検査のノウハウを持っていると思います。県の方で具体的な検査方法の指針を作成

するという事について、ここまでやる必要があるのかなと思うところですが、その辺についていかがでしょうか。

工業保安課長

委員の御指摘のとおり、高圧ガスタンクを扱っている大手の事業者については、例えば設置年数、また脚柱、材質、さらには保温材の状況から腐食の予測などを独自に検討して検査等をしているところもあると伺っております。一方で、石油コンビナート地域には170以上高圧ガスタンクがあります。多くの事業者については、今お話しした脚柱部分の腐食対策についての検査が法律で義務付けられていないことから、耐火材などで保護された脚の部分の検査を実施していないということも現状です。このため、石油コンビナート地域内で検査ノウハウを持つ事業者にはヒアリングをさせていただき、さらには専門家を交えてノウハウを持つ事業者との検討を通じながら、こうしたことを指針として取りまとめ、地域全体にこの脚柱部分の腐食度合いの検査について広く普及させていきたいと考えているところです。

赤井委員

この検査のノウハウは事業所によって多分全然違うということだと思います。大手と中小のところとでは、やはり検査方法、それから脚柱がどの程度になっているのかということなどについて全然分からないと思います。今回の防災計画の修正案の中にもありますが、石油貯蔵タンクが2,245基、それから高圧ガスの貯蔵タンクが281基、合計して約2,500基という貯蔵タンクがこの京浜工業地帯にあるわけです。この約2,500基の中の1基でもちょっとした腐食か何か起きて、それが壊れるとか倒れるとかということになった場合、大変なことになるという意味で、この脚柱については非常に大事なことです。しかし、県が検査のノウハウを実際に持っているわけではないので、この先行している大手の事業所で行っているものを中小の事業者に示していくということでよいのかなと思うわけです。ですから、県はその調整をするということではよいのかなと思うところでもあります。神奈川県が検査方法の指針をつくるに当たって多分大手の事業者がつくった指針を利用するのかもしれませんが、そういうことよりも、大手の事業者がつくった指針にのっとって、中小の事業者にやりなさいねという形でよいのではないかなと思っています。もう一度、その辺の今後の方向について検討できないか伺います。

工業保安課長

今委員御指摘いただきましたとおり、やはり検査方法については現実に行っているところのノウハウが一番であります。また一方で、やはり行っていないところも相当数あるということで、今お話しいただいたような現実に行っている大手の事業者のやり方を我々県として一度まず学ばせていただいた上で、それを一つのルールとする。ただ非常に費用がかかっているものもあります。また、費用が少なくてもできているケースもあるという話も伺っております。そうした中の取捨選択を一度させてもらった上で、中小の事業者の皆様の方で現実的に対応できるようなものを我々県として整理してお示しし、進めてもらいたいと思っております。

赤井委員

国の補助制度を活用した腐食対策というのものもあるようでありますので、今工業保安課長がおっしゃったような対策を是非進めていただきたいと思います。

それから、先日の本会議で安全防災局長の方から取組の第2、第3として防災訓練の充実、そして地域への情報の伝達の提供といった話がありました。今年度初めて県では住民向けの説明会を行ったと伺っています。どういった内容で、またどういった心配があったのか伺います。

工業保安課長

住民説明会での意見についてお答えいたします。代表的な質問としては、東日本大震災の千葉県で起きたようなガス爆発の可能性はまずあるのか、高圧ガスタンクが爆発した場合、居住地域まで影響するのか、長周期地震動で危険物タンクがあふれた場合、どのように対応していくのか、東日本大震災のように危険物タンクは津波で流されるのか、津波により電気設備が被害を受けた場合どうするのか等、参加された皆様からやはり居住地に影響するような大規模な災害についての質問が多く出されておりました。

赤井委員

当然自分たちが住んでいる地域でこの間みたいなことがあったら大変だという皆様の思いだと思います。安全防災局長からの答弁の中にあつた防災訓練の充実という点で、訓練については今年度どういう形で行うのか、また川崎市消防や横浜市消防などとの合同訓練は行われたのか、その辺について伺います。

工業保安課長

防災訓練については、幾つか現場で行う事業者が主体となる訓練と、災害対策本部が本部としての機能を確認するために行う訓練の大きく二つに分かれております。まず一つ目の事業者が現地の方で実施する訓練については、昨年10月にJFEスチール(株)東日本製鉄所で大きな災害が起きた場合の訓練を実施しております。こちらについては、消防、海上保安庁等、関連機関と合同で消防自動車などを実際に稼働させ、消火訓練等を実施しているものです。また、今年の2月になりますが、タンク火災を想定した大規模災害に対して本部の訓練を実施したものがあつた。こちらについては、県が実際に事務局として動く部分と横浜市、川崎市の消防、海上保安庁等、関係機関が入り、実際の災害を想定しながら、その具体の対応を図上で訓練したものがあつた。

赤井委員

住民の方の不安を取り除くということでは、事業者だけの訓練ではなく、住民、地元の消防も交えて情報開示しながら行うことが大事かなと思っています。住民向けの説明会の中での質問ということで、先ほど、もしコンビナートで災害が発生した場合、自分たちの住んでいるところまで影響するのかという質問があつたと伺いました。実際にその住民の方が住んでいる住居地域まで影響するような災害はどのようなものが考えられるのか伺います。

工業保安課長

住居地域まで影響する石油コンビナートの大規模な災害については、LPガスなどの高圧ガスタンクが爆発した場合による爆風、熱、飛散した破片、こう

したものが住居地域まで影響する可能性があります。また、石油などを貯蔵している危険物タンクで全面火災が発生した場合、熱などが住居地域まで影響する可能性があります。

赤井委員

これは素人の考えになりますが、例えば一つのタンクが爆発すると、隣のタンクなども誘発されていくのではないかという心配があります。その辺については、被害としてどの程度まで影響してくるのか伺います。

工業保安課長

まず、単体のタンクの被害の状況について先にお答えさせていただきます。平成25年度、平成26年度に実施した防災アセスメント調査では、LPガス等の高圧ガスタンクが満タンに入っていて、その中のガスが一瞬で気化し爆発したという、かなりレアなケースになりますが、最悪の状態、一番影響が大きいと思われる状態での被害の状況を推定しております。その際に、先ほどお話しした熱、爆発、破片といったものが2キロ以上に影響するガスタンクがどのくらいあるのかというタンクの基数をこのアセスメント調査の中で出しております。消防庁の指針で示されている影響の度合いを前提として、高圧ガスタンクが爆発して2キロ以上に放射熱が影響するタンクは神奈川県内で42基、また爆風圧が影響するタンクはゼロ、一方、破片が飛散するタンクは31基といった結果が出ております。こうした推計から、LPガス等の高圧ガスタンクが爆発した場合は2キロ以上に影響する可能性が十分にあるということが分かっております。また、委員のお話にありました連鎖的に爆発するというケースについては、東日本大震災の際に千葉県で、高圧ガスタンクが十数基、連鎖的に爆発しているということが現実起きております。一つのタンクの爆発による影響範囲と大きくは変わっていないと考えますが、実際にこの千葉県で起きた際の爆発事故では、2.5キロ離れた窓ガラスが破損して二次避難をしたということが報告書に記載されており、かなりの範囲まで影響があると考えております。

赤井委員

かなりの範囲まで最悪を予想してということだと思いますが、やはりそういった話を聞くと、近隣住民の方々には本当に怖いなという感じを持っているのではないかと思います。可能性は小さいとはいえ、住んでいるところまで影響する災害はあり得ると思います。そういう意味では、先ほど来話しております防災訓練、情報伝達が非常に大事になってくると思いますが、来年度以降、具体的に訓練や避難計画、こちら辺の見直しをどのように実施していくつもりでしょうか。

工業保安課長

まず、防災訓練については、先ほど御説明させていただいたとおり、事業者の方が実施している大規模な災害に対する対応、具体の消防機器等を使った訓練、またそれとは別に消防本部が関係機関と一緒に行った図上訓練を今年度、別々に実施しているという状況です。来年度以降はより実践的に実施したいと考えており、こうした本部の図上訓練と現地の大規模災害を想定した実際の機器を使った訓練を同日組み合わせるような形にして、より現実的に連携しながら進めていきたいと考えているところです。また、避難計画の見直しについて

は、今回のアセスメント調査の中で住居地域まで影響するという話をしております。また横浜市、川崎市がそれぞれ石油コンビナートの防災対策の計画をお持ちであり、この計画の中にある避難計画を今後見直していくと伺っておりますので、県の防災アセスメント調査の結果を伝えて連携しながらこの見直しについて進めていきたいと考えているところです。

赤井委員

今回の修正案の中にも防災訓練の実施という点では組織の変更や設備の新設、また人事異動等があった際、その都度訓練を実施するよう努めると出ております。そういうことになると、相当頻繁に実施していかなければならないと思います。また、それぞれのマニュアルを次回の訓練時に検証も行うということも書いてあります。どうかこの辺についてしっかりと捉えていただきたいと思います。

最後に要望を申し上げます。全国最大級の石油コンビナートを抱える本県については、今回、石油コンビナート等防災計画の修正案がまとまりましたが、今後具体的に計画を実行していくことが重要な課題であると思います。石油コンビナートは民間であり、県として立入検査等難しい問題はあると思います。例えば岸壁の液状化、タンクの耐震性等を事業者に依存せざるを得ないかもしれませんが、県として取り組める、取り組むことができること、特に訓練の充実、横浜、川崎消防との連携、住民への情報提供が大事になると思いますので、地震、津波等による石油コンビナート災害から地域住民を守ることを最重点に対応していただきたいと申し上げて私の質問を終わります。